

別表第 3（第 18 条関係）

項目	測定方法
カドミウム	日本工業規格 K 0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	日本工業規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、日本工業規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は日本工業規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
有機燐	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は日本工業規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	日本工業規格 K 0102 の 54 に定める方法
六価クロム	日本工業規格 K 0102 の 65.2 に定める方法
砒素	日本工業規格 K 0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
P C B	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	日本工業規格 K 0102 の 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法
ジクロロメタン	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1.2—ジクロロエタン	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1.1—ジクロロエチレン	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

シスー1.2—ジ クロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1.1.1—トリク ロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法
1.1.2—トリク ロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法
トリクロロエチ レン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法
テトラクロロエ チレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法
1.3—ジクロロ プロペン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる 方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる 方法
ベンゼン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	日本工業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	日本工業規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は日 本工業規格K0102の34.1c（注（6）第3文を除く。）に定め る方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物 質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	日本工業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1.4—ジオキサ ン	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	日本工業規格K0102の12.1に定める方法又は昭和49年環境 庁告示第64号に定める方法

備考1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。